

## 横浜国立大学工学部化学系同窓会会則

平成18年11月4日制定  
平成22年4月1日改定  
平成23年6月4日改定  
平成27年6月20日改定  
平成28年7月2日改定  
平成29年7月1日改定  
平成30年7月7日改定

### 1. 会の名称

本会を横浜国立大学工学部化学系同窓会  
(通称：国大化学会)と称する。

本会は前身団体である横浜応化会、横浜電化材化  
会、横国化学会を発展的に統合・継承し、会員相  
互の親睦を図るとともに、学生支援、会員との連  
携をととして、横浜国立大学の発展および学術の  
進歩と産業の発展に寄与することを目的とする。

### 2. 会の設置

本会を横浜市保土ヶ谷区常盤台79-5(〒240-8501)  
横浜国立大学工学部化学・生命系学科内に置く。

### 5. 役員

(1)本会に次の役員をおく。

会長	1名
副会長	3名(現職教員正会員1名を含む)
諮問委員	若干名
執行役員	12名以上 うち学生代表役員 若干名
同窓委員	卒業年度または研究室等の集団単 位で1名以上
監査役員	2名

(2)役員は次の任務を負う。

(イ)会長は、本会の会務を統括する。  
(ロ)副会長は、会長を補佐し、会長が事故ある場  
合はこれを代行する。  
(ハ)諮問委員は会長の要請により役員会に知見を  
与える。  
(ニ)執行役員は会務の運営に当たる。  
(ホ)同窓委員は、各集団の会員のまとめ、連絡に  
当たる。  
(ヘ)監査役員は、会の財務に関する監査を行う。

(3)役員を選出

(イ)会長は、役員会の議により推薦し、総会にお  
いて承認する。  
(ロ)副会長は、役員会の議により推薦し、総会に  
おいて承認する。

### 3. 会員

- (1)正会員、特別会員、学生会員をもって構成する。
- (2)正会員は、横浜高等工業学校、横浜工業専門学  
校、横浜国立大学工学部、および同大学理工学  
部の化学工業科、応用化学科、電気化学科、材  
料化学科、物質工学科化学系、化学・生命系学  
科化学教育プログラム(以後、化学 EP と略す  
る)の卒業生、同大学大学院工学研究科、工学  
府、環境情報学府の当該研究室の修了者、横浜  
国立大学工学部化学・生命系学科化学 EP 現  
職教員、ならびに本会が正会員と認めた者とす  
る。
- (3)特別会員は、同大学工学部化学・生命系学科  
化学EPまたはその前身学科等に関係した旧教員  
および現・旧職員とする。
- (4)学生会員は、同大学工学部化学・生命系学科  
化学EP(配属資格者を含む)またはその前身学  
科等に所属する学生とする。学生会員は学部の  
卒業をもって正会員となる。
- (5)正会員ならびに学生会員は、定められた会費を  
納入すること。

### 4. 目的と理念

(ハ)諮問委員は会長経験者から選出し、総会において承認する。

(ニ)執行役員は会長および副会長の推薦により会員から選出し、役員会で承認、総会で報告する。

(ホ)同窓委員は、会を構成する集団の正会員の中から選出する。

(ヘ)監査役員は役員会により選出し、総会において承認する。

#### (4) 役員任期

役員任期は4月1日からの2年間とし、重任を妨げない。同窓委員に任期は設けませんが、適宜交代することができる。ただし、学生代表役員任期は1年とする。

(5) 本会には上記役員のほか顧問を若干名おく。会の運営に多大な功績のあった者の中から、役員会で推薦し承認する。

### 6. 運営・事業

(1) 会の運営は、役員会が主導して行う。

(2) 役員会は、会長、副会長、諮問委員、執行役員をもって構成し、会長が招集する。また必要に応じて一般会員の出席を求めることができる。会の円滑な運営を図るため、議案を検討し議決する。

(3) 総会を原則として年1回開催し、会務について報告を受け、議決する。

(4) 会誌を年1回以上発行する。

(5) 会員情報システム(Yokochem Network)をインターネット上で運用する。会員は本システムにより、随時各自の情報を更新、他会員の情報を検索・閲覧できる。

(6) ホームページを運用し、会員相互の情報を交換利用する。

(7) 顧問に対し、会長が必要に応じて顧問会を招集することができる。

(8) その他、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

### 7. 財務

(1) 会の運営は、正会員および学生会員の会費、寄付金、広告掲載料、その他雑収入をもって行う。

(2) 会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

### 8. 会則の変更

会則の変更は役員会の議を経て、総会において審議し決定する。

### 9. 細則

本会則には別途、細則を定めることができる。

#### 細 則

#### 1. 会員の範囲について

(1) 会則3。(2)に該当しない者で、当該研究室の大学院博士課程前期・後期に在籍または修了したものは、原則として正会員とする。

(2) 当該研究室の大学院論文博士は、その希望により正会員とすることができる。

#### 2. 会費の徴収について

(1) 正会費は年額2,000円とし、前納を原則とする。また、複数年分を前納できるものとする。

(2) 学生会費は在籍期間中の総額を2,000円とする。

(3) 学生会員は、学生会費と正会費の合計30,000円を入学時に一括納入する。会費未納の学生会員は、卒業時まで30,000円を納入する。ただし、平成27年度(2015年度)入学生以降に適用する。

(4) 平成26年度(2014年度)入学以前の学生会員は、卒業時に学生会費と4年分の正会費を前納する。ただし、卒業5年目以降は(1)の納入方法による。

(5) 特別会員については、会費を徴収しない。

#### 3. 同窓会の事業

(1) 企画調整、会誌、会員情報、総会・懇親会、ホームページ、庶務・会計、教育研究支援基金運用の7事業グループを設ける。

(2) 各事業グループは、会長、副会長の指導の下、担当する執行役員により運営する。

(3) 庶務会計グループには執行役員を3名以上おき、内2名以上を正会員たる現職教員をあてる。